

山口市介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)の規定に基づき、要介護認定又は要支援認定を受けている介護保険の被保険者で特別な事情がなく保険料を滞納しているもの(以下「滞納者」という。)に対し、被保険者間の負担の公平を図るため、保険給付の制限等を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(保険料の定義)

第2条 法第66条第1項並びに第67条第1項及び第2項の保険料には、次に掲げる保険料を含まないものとする。

- (1) 本市以外の保険者に対して納付すべき保険料
- (2) 保険料の徴収権が時効により消滅した保険料
- (3) 法第132条第2項又は第3項の規定により連帯して納付する義務を課された保険料(支払方法変更の予告及び弁明の機会の付与)

第3条 市長は、第1号被保険者である滞納者(以下「第1号滞納者」という。)について、法第66条第1項又は第2項の規定に基づき支払方法変更の記載を行おうとするときは、当該第1号滞納者に対し、介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書により通知するとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会の付与を行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた第1号滞納者が行う弁明は、弁明書により行うものとする。

3 前項の弁明書の提出期限は、第1項の通知書を通知した日の翌日から起算して14日以内とする。

(支払方法変更の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の弁明の機会を付与した第1号滞納者から弁明書の提出がなく、又は弁明に正当な理由があると認められない場合で、保険料の滞納が解消されていないときは、支払方法変更の記載を行うことを決定し、介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書により通知するとともに被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載を行う。

(支払方法変更措置終了等の決定)

第5条 省令第102条の規定により支払方法変更の記載の消除を受けようとする第1号滞納者は、介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)終了申請書に被保険者証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、保険料を納付した事実を公簿等によって確認することができるときは、当該申請を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、支払方法変更の記載を消除することを決定したときは、介護保険給付の支払方法変更措置終了承認決定通知書及び支払方法変更の記載を消除した被保険者証を、また支払方法変更の記載を消除しないことを決定したときは、介護保険給付の支払方法変更措置終了不承認決定通知書及び支払方法変更の記載を消除していない被保険者証を当該申請した第1号滞納者に交付しなければならない。

(支払方法変更の記載の消除)

第6条 市長は、前条第1項の申請をした第1号滞納者が、次の各号のいずれかの条件に該当するときは、支払方法変更の記載を消除するものとする。

(1) 滞納保険料を完納したとき。

(2) 次に掲げる特別な事情があると認める場合

ア 滞納保険料の2分の1以上の額を納付したとき。

イ 納付計画に従った滞納保険料の納付が行われており、かつ、その後も引き続き納付が行われると確実に見込まれるとき。

ウ 滞納者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者となったとき。

エ 災害その他の政令で定める特別な事情があると認めるとき。

(保険給付の支払の一時差止)

第7条 市長は、法第67条第1項又は第2項の規定に基づき保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるときは、介護保険給付の支払一時差止等処分通知書により、当該第1号滞納者に通知するものとする。

2 支払の一時差止を行う保険給付の額は、当該保険給付の支給申請時において一時差止を受けた第1号滞納者が滞納している保険料の総額に相当する額を超えることができないものとする。

(保険給付の支払の一時差止の解除)

第8条 市長は、保険給付の支払の一時差止を受けた第1号滞納者が、第6条各号のいずれかの条件に該当したときは、一時差止を解除するものとする。

2 前項により一時差止の解除を決定したときは、介護保険給付の支払一時差止等処分終了通知書により当該第1号滞納者に通知するものとする。

(滞納保険料の控除)

第9条 市長は、保険給付の支払の一時差止を受けた第1号被保険者が当該滞納している保険料につき前条第1項に定める条件に該当しないときは、法第67条第3項の規定に基づき、当該一時差止に係る保険給付の額から当該第1号滞納者が滞納している保険料額を控除することができるものとする。

2 市長は、前項の控除を行おうとするときは、介護保険滞納保険料控除通知書により省令第106条各号に掲げる事項をあらかじめ当該第1号滞納者に通知するものとする。

3 控除する滞納保険料の額は、一時差止を行った保険給付の額と同額とする。ただし、市長が必要と認めたときは、減額することができる。

(第2号被保険者に係る保険給付の一時差止の予告及び弁明の機会の付与)

第10条 市長は、第2号被保険者である滞納者(以下「第2号滞納者」という。)について、医療保険者から未納保険料の情報提供を受け、法第68条第1項の規定に基づき保険給付の一時差止の記載を行おうとするときは、当該第2号滞納者に対し、第2号被保険者に係る介護保険給付の支払一時差止等予告通知書により通知するとともに、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会の付与を行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた第2号滞納者が行う弁明は、弁明書により行うものとする。

3 前項の弁明書の提出期限は、第1項の通知書を通知した日の翌日から起算して14日以内とする。

(第2号被保険者に係る保険給付の一時差止の決定等)

第11条 市長は、前条第1項の弁明の機会を付与した第2号滞納者から弁明書の提出がなく、又は弁明に正当な理由がないと認められる場合で、保険料の滞納が解消されていないときは、保険給付の一時差止の記載を行うことを決定し、第2号被保険者に係る介護保険給付の一時差止等処分通知書により一時差止を受ける第2号滞納者及び当該第2号滞納者が加入する医療保険者に通知するとともに、第2号滞納者から被保険者証の提出を求め、保険給付の一時差止の記載を行う。

(第2号被保険者に係る保険給付の一時差止の解除)

第12条 市長は、医療保険者から保険給付の一時差止措置終了に関する情報提供を受けた場合には、法第68条第2項の規定に基づき保険給付の一時差止の記載を消除するものとする。

(給付額減額等の記載)

第13条 市長は、法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を行うことを決定したときは、介護保険給付額減額通知書により、給付額減額等を受ける第1号滞納者に通知するとともに、被保険者証の提出を求め、給付額減額等の記載を行う。

(給付額減額等の記載の消除の決定)

第14条 法第69条第2項の規定により給付額減額等の記載の消除を受けようとする第1号滞納者は、介護保険給付額減額免除申請書に被保険者証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、給付額減額等の記載を消除することを決定したときは、介護保険給付額減額免除承認決定通知書及び給付額減額等の記載を消除した被保険者証を、また給付額減額等の記載を消除しないことを決定したときは、介護保険給付額減額免除不承認決定通知書及び給付額減額等の記載を消除しない被保険者証を当該申請した第1号滞納者に交付しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。